

証券コード 4937  
2022年12月8日

株 主 各 位

東京都世田谷区上馬二丁目14番1号  
**株 式 会 社 W a q o o**  
代表取締役社長 井 上 裕 基

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、当日のご来場をお控えいただき、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面又はインターネットにより2022年12月22日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年12月23日（金曜日）午後2時30分（受付開始 午後2時）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷2丁目22番3号  
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第17期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第17期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

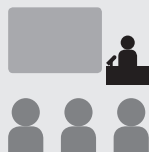
~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
◎株主総会会場においては、マスクの着用、手指等のアルコール消毒へのご協力をお願い申し上げます。  
◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.waqoo.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.waqoo.jp/>) に掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。 ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### ●株主総会にご出席の場合



**日 時** 2022年12月23日（金曜日）午後 2 時30分

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

### ●書面による議決権行使の場合



**行使期限** 2022年12月22日（木曜日）午後 6 時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

### ●インターネットによる議決権行使の場合



**行使期限** 2022年12月22日（木曜日）午後 6 時入力完了まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

詳細は次ページをご覧ください

- 議決権行使書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権をインターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

# インターネットによる議決権行使についてのご案内

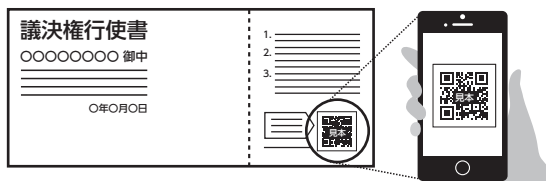
行使期限

2022年12月22日（木曜日）午後6時入力分まで

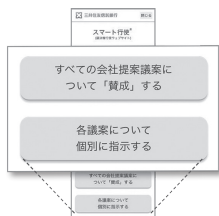
## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ❶ 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ❷ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

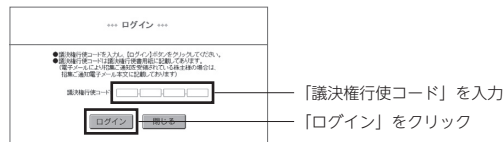
## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

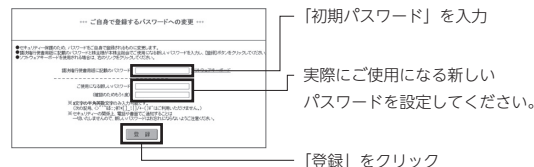
- ❶ 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- ❷ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- ❸ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- ❹ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル  
☎0120-652-031 受付時間：午前9時～午後9時

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 当社の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加し、また、字句の統一を図るためのものです。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

| 現 行 定 款                             | 変 更 案                                          |
|-------------------------------------|------------------------------------------------|
| 第1章 総則                              | 第1章 総則                                         |
| (目的)                                | (目的)                                           |
| 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。            | 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。                       |
| 1 (条文省略)                            | 1 (現行どおり)                                      |
| 2 ソフトウェアおよびコンピューターシステムの企画、制作、販売及び仲介 | 2 ソフトウェア <del>及</del> コンピューターシステムの企画、制作、販売及び仲介 |
| 3 (条文省略)                            | 3 (現行どおり)                                      |

| 現 行 定 款                                                              | 変 更 案                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 化粧品、健康食品、美容器具等の輸出入、販売、卸売、仲介、及び移動体通信、その他の電子的メディア等を利用した、輸出入、販売、卸売、仲介 | 4 化粧品、健康食品、 <u>医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、医療機器、美容器具等の輸出入、販売、卸売、仲介、設計、開発、製造及び移動体通信、その他の電子的メディア等を利用した、輸出入、販売、卸売、仲介</u> |
| 5～8 (条文省略)                                                           | 5～8 (現行どおり)                                                                                                 |
| 9 医療、介護および福祉に関する情報の提供、コンサルティング業務                                     | 9 医療、介護 <u>及び</u> 福祉に関する情報の提供、コンサルティング業務                                                                    |
| 10～11 (条文省略)                                                         | 10～11 (現行どおり)                                                                                               |
| (新設)                                                                 | 12 <u>細胞組織の加工、調整、製造、培養、保管及び配送等の受託業務、及び加工、製造、培養された細胞等の研究機関等への提供業務並びにこれらに関する仲介、情報の提供及びコンサルティング業務</u>          |
| (新設)                                                                 | 13 <u>再生医療技術、医薬品等の研究、開発及びそれらの知的財産権、ノウハウ等のライセンスの供与</u>                                                       |
| (新設)                                                                 | 14 <u>医療機関からの非医療業務受託</u>                                                                                    |
| (新設)                                                                 | 15 <u>細胞治療や再生医療に用いる特定細胞加工物等を製造する施設の運営、管理、保守業務</u>                                                           |
| 12 (条文省略)                                                            | 16 (現行どおり)                                                                                                  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1 変更後定款第15条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

## 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

今後の当社の資本政策の柔軟性、機動性を向上させることを目的とし、会社法第447条第1項、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。本件は、貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額や発行済株式総数に変動はなく、株主の皆さまの所有株式数や1株当たりの純資産額に与える影響はありません。

### 2. 資本金の額の減少の要領

#### (1) 減少すべき資本金の額

資本金の額572,064,360円のうち522,064,360円減少して50,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

#### (2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少し、全額をその他資本剰余金に振り替えます。

### 3. 資本準備金の額の減少の要領

#### (1) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額564,064,000円のうち、514,064,000円減少して、50,000,000円といたします。

#### (2) 資本準備金の額の減少の方法

資本準備金の額を減少し、全額をその他資本剰余金に振り替えます。

### 4. 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年2月17日（予定）



### 第3号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 井上裕基、中上慶一、諏佐貴紀及び池上久の4氏は任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                 | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | いのうえひろき<br>井上裕基<br>(1975年4月23日生)                                                                                                                                                        | 1998年4月 日本オラクル株式会社 入社<br>2003年6月 アクセンチュア株式会社 入社<br>2004年11月 株式会社サイバーエージェント 入社<br>2006年2月 トランス・コスモス株式会社 入社<br>2007年7月 当社代表取締役就任(現任) | 473,502株            |
|       | (選任理由)<br>井上裕基氏は、当社の代表取締役就任以来、当社の経営を担っており、長年に亘る経営経験を有するとともに、経営及び事業全般に関わる重要事項の判断を行ってまいりました。今後も当社が持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適任であると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。                                        |                                                                                                                                    |                     |
| 2     | なかがみ けいいち<br>中上慶一<br>(1976年1月18日生)                                                                                                                                                      | 1998年4月 日本オラクル株式会社 入社<br>2003年9月 インフォシス リミテッド 入社<br>2007年3月 アクセンチュア株式会社 入社<br>2009年2月 当社入社<br>2010年3月 当社専務取締役就任(現任)                | 13,300株             |
|       | (選任理由)<br>中上慶一氏は、専務取締役として会社経営戦略の構築と推進を通じて、当社の発展拡大に大きな貢献を積み重ねてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうるとともに、今後とも当社の成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といいたしました。 |                                                                                                                                    |                     |

| 候補者<br>番号                                                                                                                               | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 3                                                                                                                                       | ※<br><small>こんどう せいじ</small><br>近藤成志<br>(1973年1月5日生) | 1995年4月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）入社<br>2002年2月 オリックス株式会社 入社<br>2008年2月 楽天ストラテジックパートナーズ株式会社（現 楽天証券株式会社）入社 プリンシパル<br>2009年10月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）転籍<br>2015年11月 ディップ株式会社 入社 事業開発室長<br>2018年9月 凸版印刷株式会社 入社 フロンティアビジネス開発部長<br>2020年1月 同社 ヘルスケア事業開発センター長<br>2021年5月 株式会社Welby 入社 管理部長<br>2021年9月 同社 上級執行役員 コーポレート・戦略統括 コーポレート部長 兼 経営企画部長<br>2022年11月 当社入社 執行役員 管理部長（現任） | 一 株                 |
| (選任理由)<br>近藤成志氏は、複数企業での幅広い業務経験と財務及び経営管理における豊富な知見を有しており、2022年11月より当社執行役員 管理部長としての職務を適切に遂行していることから、当社の企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。 |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                     |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                                                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4                                                                                                                                                                                                               | <p style="text-align: center;">いげがみ ひさし<br/>池上 久<br/>(1953年10月14日生)</p> | <p>1977年 4月 株式会社西武百貨店 入社<br/>                     1983年 8月 株式会社レストラン西武(現 西洋フード・コンパスグループ) 入社<br/>                     1985年 4月 株式会社ディー・アンド・シー(現 吉野家ホールディングス)取締役営業部長<br/>                     1988年 3月 株式会社吉野家ディー・アンド・シー(現吉野家ホールディングス)取締役営業企画室長<br/>                     1989年12月 ヨシノヤウエスト・インク取締役副社長<br/>                     1997年 3月 株式会社吉野家ディー・アンド・シー(現吉野家ホールディングス)取締役経営企画室長<br/>                     2000年 5月 同社常務取締役企画本部長<br/>                     2007年 9月 ヨシノヤアメリカ・インクCEO 兼 社長<br/>                     2018年 3月 株式会社アークミール取締役会長<br/>                     2021年 2月 当社取締役就任(現任)</p> | 一株          |
| <p>(選任理由)<br/>                     池上久氏は、小売業界、飲食業界において会社の経営に関する豊富な経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、当社の経営に有用な助言及び提言を期待しているところ、当社取締役会その他重要会議において積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に関する監督、助言等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。</p> |                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |             |

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。  
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。  
 4. 池上久氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年10か月となります。  
 5. 当社は、池上久氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額であります。なお、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決議に基づき新たに会計監査人の選任をお願いするものがあります。

##### 1. 監査役会が監査法人クレアを会計監査人候補者とした理由

監査法人クレアが、会計監査人に必要な専門性、独立性及び品質管理体制を具備し、同監査法人が当社の事業規模に適した効率的かつ効果的な監査業務の運営を行えると総合的に判断したためであります。

##### 2. 会計監査人候補者の名称等

|                                       |                                                              |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| ① 名称                                  | 監査法人クレア                                                      |
| ② 主たる事業所の所在場所                         | 東京都江戸川区平井四丁目25番31号                                           |
| ③ 沿革                                  | 2022年3月 監査法人クレア設立<br>現在に至る                                   |
| ④ 概要                                  | 出資金 5,000,000円<br>構成人数 社員（公認会計士） 5名<br>職員（公認会計士） 2名<br>合計 7名 |
| ⑤ 日本公認会計士協会の上場会社<br>監査事務所登録制度における登録状況 | 現在、準登録事務所名簿への登録を申請中であります。                                    |

以上

(添付書類)

# 事業報告

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くものの、各種政策の効果もあり社会経済活動の正常化が進み、景気の持ち直しが期待されました。一方で、長期化するウクライナ情勢で加速する資源・エネルギーの供給不足に加え、急速な円安の進行等によって、仕入価格・物流コストの上昇等が企業活動に影響を及ぼし、依然先行きが不透明な経済情勢にて推移いたしました。

当社の主要事業である物販系分野におけるBtoC-EC市場規模におきましては、2021年に13兆2,865億円で前年比8.61%増となっており、そのうち化粧品、医薬品のEC市場規模は、8,552億円で前年比9.82%増と伸長しております(経済産業省2022年8月12日公表「電子商取引に関する市場調査」より)。

このような状況の中、当社の取り組みとしては、経費効率をふまえた広告宣伝費の投下とともに、ブランディング広告の強化による潜在的な顧客に対する認知度の向上、新たなカテゴリーの商品の発売等により新規顧客数の拡大に努め、各種CRM(カスタマー・リレーションシップ・マネジメント)施策の実施による既存顧客の継続購入を促進して参りました。

2022年8月10日には、当社の主要株主及び筆頭株主である相川佳之氏が代表を務めるSBCメディカルグループ株式会社(本社：神奈川県横浜市戸塚区)と業務提携契約を締結し、化粧品分野の多角展開のみならず、医薬品等の商品企画・開発領域への拡充や、再生医療領域並びに美容医療領域に重点を置いた事業展開を計画して参りました。

また、第3四半期会計期間より、メディカルサポート事業を新たに立ち上げ、D2C事業にて培ってきた各種データ等をベースとした業務支援サービスを開始いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,731,376千円、営業損失39,779千円、経常損失21,640千円、親会社株主に帰属する当期純損失57,156千円となりました。

セグメントの概況は、次のとおりであります。

(D2C事業)

当社の主力事業であるD2C事業につきましては、経費効率をふまえた広告宣伝費の投下とともに、ブランディング広告の強化による潜在的な顧客に対する認知度の向上、新たなカテゴリーの商品の発売等により新規顧客数の拡大に努め、各種CRM施策の実施による既存顧客の継続購入を促進してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルスをきっかけに数多くの企業がECに注力をはじめ、企業規模に関わらず数多くの企業がデジタル広告に取り組むようになったことにより、新規顧客獲得単価の高騰化傾向に拍車がかかり、競争環境が激化していることを受け、当連結会計年度の売上高は2,531,368千円、セグメント利益は122,956千円となりました。

(メディカルサポート事業)

メディカルサポート事業につきましては、第3四半期会計期間より、D2C事業にて培ってきた広告分析・企画提案、LP(Landing Page)制作等のノウハウ、並びに蓄積された各種データ等をベースとした業務支援サービスを開始しました。この結果、当連結会計年度の売上高は200,008千円、セグメント利益は156,266千円となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、株式会社りそな銀行より長期借入として100,000千円を調達いたしました。なお、当座貸越を株式会社りそな銀行にて50,000千円、株式会社三菱UFJ銀行にて40,000千円、株式会社みずほ銀行にて40,000千円、株式会社三井住友銀行にて40,000千円実行しております。

### (4) 対処すべき課題

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ情勢等の影響に加えて、米国の金融引き締めに伴う急速な円安の進行によって、仕入価格・物流コストの上昇が企業活動に影響を及ぼし、今後も依然として先行き不透明な経済情勢が続くと見込まれます。

主要事業である物販系分野におけるBtoC-EC市場においては、引き続き、新型コロナウイルスをきっかけに数多くの企業がECに注力をはじめ、企業規模に関わらず数多くの企業がデジタル広告に取り組むようになったことにより、競争環境が激化し、新規顧客獲得単価の高騰化傾向に拍車がかかり且つ高止まりする等、新規顧客獲得競争の激化の様相は大きく変わることなく推移すると思われまます。

そのような中、当社グループにおきましては、主要事業であるD2C事業の強化を図りつつも、将来に向けた新たなビジネスモデル構築の布石を打つべく、3つの成長戦略を掲げて推進してまいります。

- I SBCメディカルグループとのコラボ商品の企画開発及びクロス販売の展開
- II 医療クリニック向けの広告制作・運用サービスの積極推進
- III SBCメディカルグループとの強固な業務提携による再生医療事業の展開

上記3つの成長戦略に基づく、各セグメントにおける主な取り組みについては、以下のとおりです。

#### ① D2C事業

SBCメディカルグループ株式会社が保持する「医療美容領域」における高度な知見と当社の「化粧品領域」における企画力といった双方の強みを生かしたコラボレーション商品を共同開発し販売してまいります。

また、当社の主力オリジナルブランドである「HADA NATURE」をSBCメディカルグループの各クリニックへ商品販売を展開し、また、同グループが保有する「医療美容」の各種商品を当社が仕入れ、当社のECサイト等を通じて一般消費者に直接販売してまいります。

#### ② メディカルサポート事業

D2C事業にて培ってきた広告分析・企画提案、LP(Landing Page)制作等のノウハウ、並び

に蓄積された各種データをベースとした、医療クリニックに向けた広告制作・運用サービスを展開してまいります。

また、将来に向けた新たなビジネスモデルの構築を目指し、再生医療市場の活性化の実現を果たすべく、SBCメディカルグループ株式会社と当社の相互の強みを活かした「血液由来加工・脂肪由来幹細胞加工」の受託サービスを全国的に展開してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 継続企業の前提に関する重要事象について

当社グループの主力事業のD2C業界においては、新型コロナウイルスをきっかけに様々な企業が市場に参入したことで競争が激化しており、多くの企業がデジタル広告に取り組むようになったことで新規顧客の獲得単価が高止まりする等、当連結会計年度は厳しい事業環境となりました。その結果、当該期間における売上高の著しい減少が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。

しかしながら、当連結会計年度末において現金及び預金906,224千円を保有し財務基盤は安定していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

当該重要事象等を解消するため、事業面においては、当社の主要株主及び筆頭株主である相川佳之氏が代表を務めるSBCメディカルグループ株式会社と業務提携契約を締結し、化粧品分野の多角展開のみならず、医薬品等の商品企画・開発領域への拡充を図ってまいります。

また、新たな収益の柱にするべく、再生医療領域並びに美容医療領域に重点を置いた事業展開についての取り組みを開始してまいります。SBCメディカルグループ株式会社と当社の双方の強みを活かした「血液由来加工・脂肪由来幹細胞加工」の受託サービス事業を展開いたします。

これらの事業を推進することで、売上高、営業利益等の拡大を目指してまいります。



(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                  | 第17期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年9月期) |    |
|---------------------|---------------------------------|----|
| 売上高                 | 2,731,376                       | 千円 |
| 【セグメント別】            |                                 |    |
| D2C事業               | 2,531,368                       | 千円 |
| メディカルサポート事業         | 200,008                         | 千円 |
| 経常損失 (△)            | △21,640                         | 千円 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) | △57,156                         | 千円 |
| 1株当たり当期純損失 (△)      | △19.04                          | 円  |
| 総資産                 | 1,563,162                       | 千円 |
| 純資産                 | 742,533                         | 千円 |
| 1株当たり純資産額           | 246.98                          | 円  |

(注) 1. 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産については、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区分                       | 第14期<br>(2019年9月期) | 第15期<br>(2020年9月期) | 第16期<br>(2021年9月期) | 第17期 (当期)<br>(2022年9月期) |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------|
| 売上高                      | 3,386,006 千円       | 4,504,914 千円       | 4,684,258 千円       | 2,731,368 千円            |
| 【セグメント別】                 |                    |                    |                    |                         |
| D2C事業                    | 3,386,006 千円       | 4,504,914 千円       | 4,684,258 千円       | 2,531,368 千円            |
| メディカルサポート事業              | — —                | — —                | — —                | 200,000 千円              |
| 経常利益又は経常損失 (△)           | △793,999 千円        | 108,607 千円         | 140,585 千円         | △21,375 千円              |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△)     | △794,530 千円        | 98,637 千円          | 116,116 千円         | △56,886 千円              |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり純損失 (△) | △324.74 円          | 36.45 円            | 41.61 円            | △18.95 円                |
| 総資産                      | 1,002,033 千円       | 1,178,758 千円       | 1,901,257 千円       | 1,563,073 千円            |
| 純資産                      | 62,688 千円          | 161,326 千円         | 800,544 千円         | 742,804 千円              |
| 1株当たり純資産額                | 23.16 円            | 59.61 円            | 266.72 円           | 247.07 円                |

(注) 当社は、2020年6月25日付で普通株式1株につき5株の割合で、また2021年3月12日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(7) 重要な子会社の状況 (2022年9月30日現在)

| 会社名                | 資本金     | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                       |
|--------------------|---------|---------|-------------------------------|
| 株式会社Waqooメディカルサポート | 1,000千円 | 100%    | クリニック等に対するマーケティング及びコンサルティング業務 |

(8) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

| 事業          | 主要内容                                                                      |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------|
| D2C事業       | デジタルマーケティングを活用したオリジナルブランド(化粧品等)の企画・開発及び自社のECサイト等を通じた一般消費者への販売             |
| メディカルサポート事業 | クリニックに対する広告分析・企画提案、LP(Landing Page)制作等のノウハウ、並びに蓄積された各種データ等をベースとした業務支援サービス |

(9) 事業所の状況 (2022年9月30日現在)

|    |         |
|----|---------|
| 本社 | 東京都世田谷区 |
|----|---------|

(10) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 44名  | —           |

(注) 当社は当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。また、同一の従業員が複数の事業に従事しておりますので、セグメントごとの従業員数を一括して表示しております。

(11) 主要な借入先 (2022年9月30日現在)

| 借入先         | 借入残高       |
|-------------|------------|
| 株式会社りそな銀行   | 363,429 千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 130,044 千円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 64,985 千円  |
| 株式会社きらぼし銀行  | 47,180 千円  |
| 株式会社三井住友銀行  | 40,000 千円  |

2. 会社の株式に関する事項 (2022年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,800,000株  
 (2) 発行済株式の総数 3,006,178株  
 (3) 株主数 1,566名  
 (4) 大株主

| 株主名                    | 持株数       | 持株比率    |
|------------------------|-----------|---------|
| 相川 佳之                  | 989,802 株 | 32.92 % |
| 井上 裕基                  | 473,502 株 | 15.75 % |
| 株式会社M&M                | 301,456 株 | 10.02 % |
| 福留 大士                  | 111,200 株 | 3.69 %  |
| 株式会社ベクトル               | 79,000 株  | 2.62 %  |
| 株式会社オークファン             | 55,450 株  | 1.84 %  |
| S B I 4 & 5 投資事業有限責任組合 | 54,056 株  | 1.79 %  |
| 楽天証券株式会社               | 47,300 株  | 1.57 %  |
| 株式会社セレス                | 45,450 株  | 1.51 %  |
| J P モルガン証券株式会社         | 42,700 株  | 1.42 %  |

(5) その他株式に関する重要な事項

2022年6月30日付の新株予約権 (ストックオプション) の権利行使により、発行済株式の総数が5,000株増加し、3,006,178株になっております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

#### 第4回新株予約権

|                     |                         |                                                |
|---------------------|-------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日               | 2016年6月30日              |                                                |
| 新株予約権の数             | 4,088個                  |                                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式40,880株             |                                                |
| 新株予約権の払込金額          | 新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない   |                                                |
| 新株予約権の行使時の払込金額      | 500円                    |                                                |
| 権利行使期間              | 2018年7月1日から2026年6月30日まで |                                                |
| 行使の条件               | (注) 2                   |                                                |
| 役員の保有状況             | 取締役（社外取締役を除く）           | 新株予約権の数：4,000個<br>目的となる株式の数：40,000株<br>保有者数：1名 |

(注) 1. 2020年6月25日付で普通株式1株につき5株の割合で、2021年3月12日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

#### 2. 行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が任期満了により退任し、若しくは定年退職した場合、又は、取締役会より特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が、日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月の期間が経過するまで、本件新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 権利行使期間中に死亡した割当てを受けた者の相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、その行使期間は被付与者の死後半年以内とする。また再承継はできない。
- (4) その他権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権申込書兼割当て契約書」で定めるところによる。

(2) 当連結会計年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年9月30日現在）

| 地位      | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                       |
|---------|------|------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 井上裕基 |                                    |
| 専務取締役   | 中上慶一 | 事業統括部長                             |
| 取締役     | 諏佐貴紀 | 管理部長                               |
| 取締役     | 池上久  |                                    |
| 常勤監査役   | 山寄秀雄 |                                    |
| 監査役     | 渡邊哲人 | 税理士法人渡邊リーゼンバーグ 代表社員<br>東京税理士会 常務理事 |
| 監査役     | 伊倉吉宣 | 伊倉総合法律事務所 代表弁護士                    |

- (注) 1. 取締役池上久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役渡邊哲人氏、伊倉吉宣氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役池上久氏、監査役渡邊哲人氏、伊倉吉宣氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山寄秀雄氏は、監査法人における長年の勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役渡邊哲人氏は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役の兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。
7. 2021年12月22日開催の第16回定時株主総会において、諏佐貴紀氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
8. 当事業年度中に辞任した取締役は、次のとおりであります。

| 氏名   | 辞任日         | 辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|------|-------------|---------------------|
| 早川明宏 | 2021年12月22日 | 取締役                 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役池上久氏、監査役山崎秀雄氏、監査役渡邊哲人氏及び監査役伊倉吉宣氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険契約期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社全体の業績、業績に対する貢献度等を勘案して固定の基本報酬を決定しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2008年12月26日開催の第3回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は1名(社外取締役はおりません。)です。

監査役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第14回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長である井上裕基が取締役の個人別の固定報酬の額の具体的内容を決定しております。

この権限を委任した理由は、業績動向を俯瞰しつつ、各取締役の業績貢献度も勘案して、各取締役の個別報酬額の決定を行うには代表取締役社長が最も適しているためであり

ます。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容を確認した結果、取締役の役位、職責、在任年数等に基づき決定されていることから、当社方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |         |        | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|-------------------|-------------------|---------|--------|-----------------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 70,800<br>(2,400) | 70,800<br>(2,400) | —       | —      | 5<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 11,850<br>(4,800) | 11,850<br>(4,800) | —       | —      | 3<br>(2)              |

(注) 上表には、2021年12月22日をもって辞任した取締役1名が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

| 区分  | 氏名    | 主な活動状況                                                                                                                     |
|-----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 池上 久  | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、適宜発言を行っております。また、企業経営における豊富な経験と知見に基づき、独立した立場から当社の経営全般に有益かつ幅広い助言・提言を行い、経営の監視・監督の役割を適切に果たしております。 |
| 監査役 | 渡邊 哲人 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席しており、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                         |
| 監査役 | 伊倉 吉宣 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席しており、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                         |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                        | 支払額    |    |
|----------------------------------------|--------|----|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                    | 60,000 | 千円 |
| イ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 60,000 | 千円 |
| ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額        | —      | 千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業内容や事業規模に照らして適切であるかについて妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する事案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。



## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) コンプライアンスに関する基本方針を定め、経営の最優先課題としてコンプライアンス活動に取り組む。
  - (b) 定期的開催する取締役会にて、各取締役は重要な職務執行の状況を報告し、相互に取締役の職務執行を監視・監督する。
  - (c) 取締役及び使用人に対して、当社の一員として必要な知識の習得と、法令遵守に関する啓蒙を適宜実施し、浸透を図る。
  - (d) 定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守状況を確認し、代表取締役に報告する。
  - (e) 職制を通じての是正が機能しない場合には、内部通報制度により通報するものとする。この場合、通報することにより不利益がないことを確保する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書管理規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報その他重要な書類等を適切に保存・管理する。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 企業活動に潜在するリスクを特定し、平時からその低減及び危機発生の未然防止に努めるため、「リスク・コンプライアンス委員会」を設けて、重大な危機が発生した場合に即応できる体制を構築する。
  - (b) 各部門から洗い出したリスクを網羅的・総括的に管理し、重要度、緊急度及び頻度等を検討したうえで予防策を講じる。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。
  - (b) 中期経営計画及び年度予算を策定し、目標を明確にして計数管理を行う。
  - (c) 取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の決定を行うとともに職務執行状況を報告し、相互に取締役の職務執行を監視・監督する。

- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
  - (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
  - (b) 当該使用人が監査役の職務執行を補助する場合には、監査役の指揮命令に従うものとする。
  - (c) 当該使用人の人事考課及び人事異動については、監査役の同意を得るものとする。
  
- f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告したものが当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (a) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
  - (b) 取締役及び使用人は、会社に重要な影響を及ぼす事項について、監査役会もしくは常勤監査役に報告する。
  - (c) 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに対応する。
  - (d) 監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。
  
- g 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の償還の請求をしたときは、内容確認のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  
- h その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また必要に応じて取締役、使用人にその説明を求めることができる。
  - (b) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を行うほか、内部監査室及び会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
  - (c) 監査役が必要と認める場合には、外部専門家を独自に起用できる。

- i 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - (a) 「反社会的勢力対応規程」を設け、反社会的勢力と関係排除を、全ての役職員に対して周知徹底を図る。
  - (b) 取引先等につき、反社会的勢力との関係の有無を確認するとともに、外部関係機関等からの情報収集に努める。
  - (c) 反社会的勢力の介入を防止するため、警察当局、暴力団追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス
  - リスク・コンプライアンス規程に基づき、当社の役職員に対し、関係法令・社内規程等に関する理解を深めることを目的として、定期的に勉強会を開催しております。
- ② リスク管理体制
  - 当社のリスクの洗い出しと分析・評価を行い、リスク・コンプライアンス委員会において当該リスクの管理状況について報告しております。
- ③ 内部監査
  - 内部監査規程に基づき、内部監査室が当社の全ての部署を対象として内部監査を実施しております。

~~~~~  
 (注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,343,528</b>	<b>流動負債</b>	<b>554,977</b>
現金及び預金	906,224	買掛金	9,146
売掛金	246,946	短期借入金	170,000
商品	137,944	1年内返済予定の長期借入金	209,987
原材料及び貯蔵品	13,365	未払金	76,978
前払費用	20,397	未払法人税等	32,247
その他	18,650	その他	56,618
<b>固定資産</b>	<b>219,633</b>	<b>固定負債</b>	<b>265,651</b>
有形固定資産	497	長期借入金	265,651
工具、器具及び備品	497	<b>負債合計</b>	<b>820,628</b>
無形固定資産	13,826	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	13,826	<b>株主資本</b>	<b>742,476</b>
投資その他の資産	205,310	資本金	572,064
長期貸付金	200,000	資本剰余金	564,064
その他	5,310	利益剰余金	△393,652
		<b>新株予約権</b>	<b>57</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>742,533</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,563,162</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,563,162</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,731,376
売上原価		801,972
売上総利益		1,929,403
販売費及び一般管理費		1,969,183
営業損失 (△)		△39,779
営業外収益		
受取利息	172	
償却債権取立益	24,150	
雑収入	157	24,479
営業外費用		
支払利息	4,201	
租税公課	1,751	
雑損失	387	6,340
経常損失 (△)		△21,640
税金等調整前当期純損失 (△)		△21,640
法人税、住民税及び事業税		35,516
当期純損失 (△)		△57,156
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△57,156

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	570,814	562,814	△333,141	800,486
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	△3,353	△3,353
会計方針の変更を反映した当期首残高	570,814	562,814	△336,495	797,133
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行	1,250	1,250	-	2,500
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	-	-	△57,156	△57,156
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	1,250	1,250	△57,156	△54,656
当 期 末 残 高	572,064	564,064	△393,652	742,476

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	57	800,544
会計方針の変更による累積的影響額	-	△3,353
会計方針の変更を反映した当期首残高	57	797,190
連結会計年度中の変動額		
新 株 の 発 行	-	2,500
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	-	△57,156
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	△54,656
当 期 末 残 高	57	742,533

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,342,440</b>	<b>流動負債</b>	<b>554,618</b>
現金及び預金	905,224	買掛金	9,146
売掛金	246,899	短期借入金	170,000
商品	137,944	1年内返済予定の長期借入金	209,987
原材料及び貯蔵品	13,365	未払金	76,626
前払費用	20,397	未払費用	30,927
その他	18,609	未払法人税等	32,241
<b>固定資産</b>	<b>220,633</b>	未払消費税等	6,456
有形固定資産	497	預り金	3,100
工具、器具及び備品	497	その他	16,133
無形固定資産	13,826	<b>固定負債</b>	<b>265,651</b>
ソフトウェア	13,826	長期借入金	265,651
投資その他の資産	206,310	<b>負債合計</b>	<b>820,269</b>
関係会社株式	1,000	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社長期貸付金	200,000	<b>株主資本</b>	<b>742,746</b>
その他	5,310	資本金	572,064
		資本剰余金	564,064
		資本準備金	564,064
		利益剰余金	△393,381
		その他利益剰余金	△393,381
		繰越利益剰余金	△393,381
		<b>新株予約権</b>	<b>57</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>742,804</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,563,073</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,563,073</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,731,368
売上原価		801,972
売上総利益		1,929,395
販売費及び一般管理費		1,969,183
営業損失 (△)		△39,787
営業外収益		
受取利息	130	
償却債権取立益	24,150	
雑収入	157	24,437
営業外費用		
支払利息	4,201	
租税公課	1,751	
雑損失	73	6,025
経常損失 (△)		△21,375
税引前当期純損失 (△)		△21,375
法人税、住民税及び事業税		35,510
当期純損失 (△)		△56,886

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	570,814	562,814	562,814	△333,141	△333,141	800,486
会計方針の変更による累積的影響額				△3,353	△3,353	△3,353
会計方針の変更を反映した当期首残高	570,814	562,814	562,814	△336,495	△336,495	797,133
事業年度中の変動額						
新株の発行	1,250	1,250	1,250			2,500
当期純損失(△)				△56,886	△56,886	△56,886
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						—
事業年度中の変動額合計	1,250	1,250	1,250	△56,886	△56,886	△54,386
当期末残高	572,064	564,064	564,064	△393,381	△393,381	742,746

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	57	800,544
会計方針の変更による累積的影響額		△3,353
会計方針の変更を反映した当期首残高	57	797,190
事業年度中の変動額		
新株の発行		2,500
当期純損失(△)		△56,886
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—
事業年度中の変動額合計	—	△54,386
当期末残高	57	742,804

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月8日

株式会社Waqoo  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 勇  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新井 慎吾  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Waqooの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Waqoo及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月8日

株式会社Waqoo  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 勇  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新井 慎吾  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Waqooの2021年10月1日から2022年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月8日

株式会社Waqoo	監査役会			
常勤監査役	山 崎 秀 雄	ⓧ		
社外監査役	渡 邊 哲 人	ⓧ		
社外監査役	伊 倉 吉 宣	ⓧ		

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都渋谷区渋谷 2丁目22番 3号  
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA



### 〔交 通〕

- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅  
東口より徒歩3分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅  
B5番出口より徒歩2分
- 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅  
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分
- 京王井の頭線「渋谷」駅  
中央口より徒歩6分